

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業補助金交付決定後の手続きについて

標記補助金申請後の手続きは以下のとおりです。令和3年4月1日から令和4年3月31日までに提供したサービスについて報告してください。繁忙期に恐れ入りますが、提出期限にかかわらず、早目の御準備をお願いいたします。

○交付決定後の手続きの流れ

手順	内容	備考
①	【事業者→市】 変更交付申請書の提出 （変更交付を希望する事業所のみ） 提出期限 <u>令和4年4月7日（木）</u>	1 変更交付申請書（第3号様式） 2 変更交付申請書の添付書類 ※1 及び 2 は、交付決定額よりも実績報告の金額が上回る事業所のみ提出してください。
②	【事業者→市】 市へ実績報告書等を提出 （補助金を申請したすべての事業所） 提出期限 <u>令和4年4月7日（木）</u>	3 事業実績報告書（第4号様式） 4 事業実績報告書の添付書類 5 事業所が軽減を実施している者の令和2年度中の「介護費」、「食費」及び「居住費」の実績がわかる資料（「介護給付費明細書」又は「当該者への請求書」） 6 事業所ごとの利用者負担収入の実績がわかる資料の写し
③	【市→事業者】 確定通知書の送付 （実績報告書等受理日から2週間以内）	調布市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金額確定通知書（第5号様式） ※ 確定通知書の郵送と併せて、確定した補助金の額をメールでお知らせします。 <u>メールが届き次第、請求書等の作成・提出をお願いいたします。</u>
④	【事業者→市】 請求書等の提出 提出期限 <u>令和4年4月18日（月）</u>	7 請求書 8 委任状（補助金の請求者と補助金の振込先口座の名義が異なる場合のみ）
⑤	【市→事業者】 補助金交付 （令和4年5月末まで）	指定口座へ振り込みます。

○提出方法：窓口持参または郵送（F A X不可）

○留意事項

(1) 1～8の申請書類については、令和4年3月31日（木）午後以降、市役所ホームページからダウンロードできますので、参考にしてください。

トップページ>申請書ダウンロード>福祉・介護保険にあります。

(2) 実績報告書等の提出前に事前確認を希望される場合は、次の「○問合せ先」のメールアドレスにデータを送信していただいたうえで、その旨を電話してください。

○問合せ先

調布市福祉健康部高齢者支援室介護給付係 利用者負担額軽減制度事業担当

電話：042-481-7321 FAX：042-481-7028

E-MAIL：kaigo@w2.city.chofu.tokyo.jp